

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管課 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則	法令番号	令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号
手続名	休業による許可の取消し	根拠条項	第 2 0 条第 1 項
処分 基準	<p>知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から 6 月間又は引き続き 1 年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。ただし、許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、下記に掲げる期間は算入しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業調整その他公益上の必要により許可の効力を停止された期間 ・ 漁業法第 1 1 9 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく命令により知事許可漁業を禁止された期間 ・ 海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会若しくは内水面漁場管理委員会の指示又は知事による当該指示に従うべき命令により知事許可漁業を禁止された期間 ・ 広域漁業調整委員会の指示又は農林水産大臣による当該指示に従うべき命令により知事許可漁業を禁止された期間 <p>(以下参考条文) 漁業法一部抜粋</p> <p>(漁業調整に関する命令)</p> <p>第 119 条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。</p> <p>2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。） 二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止 四 漁業者の数又は資格に関する制限 		
対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課
		交付 機関	水産課
			目次

